

白石市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、設置費の一部を補助するものとし、その交付等に関しては、白石市補助金交付規則（平成17年白石市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であること。
- (2) 太陽電池の最大出力の合計値（kWを単位とし、小数点第3位を四捨五入するものとする。以下同じ。）が10kW未満であること。
- (3) 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し（市内に住居を新築又は建て替えするため現在市外に居住している者も含む。）
、市内の自ら居住するための住宅（店舗、事務所等との兼用も含む。）に
、申請年度内に対象システムの設置又は対象システム付き住宅の購入が完了できる者であって、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 電力会社と低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約を結ぶ個人であること。
- (2) 市税等（市税等滞納者に対する行政サービス給付等の制限実施要領第2条第1号に規定するもの）の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象システム設置事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保

護装置、発生電力計及び余剰電力販売用電力量計に関する経費

(2) 配線、配線器具の購入及び据付に関する経費

(3) 工事に関する経費

(補助金の額)

第5条 補助金は予算の定める範囲内で交付し、補助金の額は、太陽電池の最大出力の合計値に20,000円を乗じて得た額とし、8万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象システムの設置工事に着手する前又は対象システム付き住宅を購入する前に、白石市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住宅の位置図

(2) 対象システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し

(3) 対象システムを構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとし、白石市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請した内容を変更する場合又は対象システム設置を中止しようとするときは、速やかに白石市住宅用太陽光発電システム設置補

助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、対象システムの工事完了日又は対象システムの設置された住宅の引渡しが完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、白石市住宅用太陽光発電システム設置実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し
- (2) 対象システムの設置状況を確認できる写真
- (3) 電力会社との低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付及び請求）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付額を確定し、白石市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

2 補助金交付確定通知書を受けた者は、白石市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、請求が適当と認めるときには、補助金を交付する。

（補助金交付の制限）

第11条 既にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けている者に対しては、補助金を交付しない。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは、一部を取り消し、かつ、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(協力)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、買電量及び売電量のデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。